

2 群馬県の事業実施計画、実施状況

1) 事業目的

平成 27 年度のワンストップ支援センター開設を目指して必要な体制整備や啓発を実施するため、26 年度においてはセンターの開設準備を進める。

ワンストップ支援センターの開設については、連携体制の構築に向けて産婦人科医療、犯罪捜査、法律的支援、心理的支援等の各専門家を交えた調整会議を開催し、円滑で効果的なワンストップ支援機能の体制整備を行うとともに、相談員等を育成するための研修会を実施する。

また、関係者に対する広報啓発として、産婦人科医師を対象にした診療や資料採取方法の実務研修や、看護師・保健師等の医療従事者や弁護士、養護教諭等の被害者支援関係者に向けた研修・講演会を実施するほか、被害者支援に必要な社会資源調査を行い、啓発パンフレットを作成・配布する。

なお、性犯罪やデート DV の被害にあった生徒への適切な対応については、教職員を対象とした研修を別途開催する等、性犯罪・性暴力被害者支援に対する理解促進を図り、ワンストップ支援センター設置に対する理解・協力を求める。

2) 事業内容

- ① 被害者支援体制の構築・強化
 - ・関係機関・団体と連携し、性犯罪被害者支援体制構築のための調整会議等の設置、運営
 - ・コーディネーター、相談員育成研修
- ② 被害者相談機能強化
 - ・産婦人科医に向けた実務研修
 - ・関係者に対する研修・講演会
- ③ 急性期における被害者支援の機能強化
 - ・被害者支援に必要な社会資源調査を行い、啓発パンフレットを作成・配布
- ⑤ 広報啓発活性化
 - ・教職員を対象とした性犯罪・デート DV 研修

3) 事業の実施体制

- ① 群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会(会員 32 名)
 - ワンストップ支援センターの設置、運営にかかる重要事項について審議
- ② (仮称)ワンストップ支援センター設置運営調整会議(医師、弁護士等各分野の専門家を交えて構成)
 - ワンストップ支援センターの設置、運営に関する具体的事項を検討・調整する部会
- ③ 三者ワーキング(群馬県、群馬県警察、民間被害者支援団体)
 - ワンストップ支援センターの設置、運営に関する事務の執行・調整

群馬県における性犯罪・性暴力被害者支援施策の検討

★内閣府モデル事業

1 施策の検討

★群馬県性犯罪・性暴力被害者支援調整会議の開催（全3回）

審議内容：ワンストップ支援センターの設置及び事業内容

・運営形態：病院を拠点に、各地域の医療機関や民間支援団体（相談支援業務を委託）と連携して支援を実施

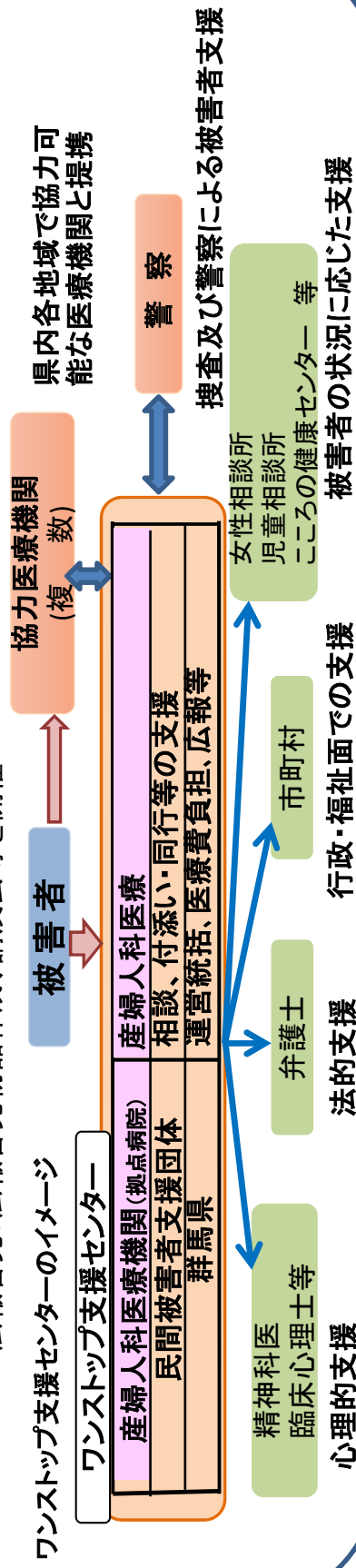
・開設時期：平成27年6月下旬予定

・事業内容：センター運営：相談員2名を配置し、相談及び支援のコーディネートを実施

支援員が付添い・同行を実施

医療費公費負担：診察における初診料、検査料、処置料等を支援

広報啓発：広報啓発物品作成、講演会等を開催



2 性犯罪・性暴力被害者支援関係者への啓発

(1) ★コーディネーター、相談員育成研修

対象：民間の犯罪被害者支援団体及び女性保護団体、地方自治体の相談機関等で相談支援業務を行う相談員等

(2) ★産婦人科医に対する講演会

対象：産婦人科医、医療従事者等

(3) ★関係者に対する講習会

対象：看護師や臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、養護教諭、弁護士等、性暴力被害者支援関係者

(4) ★被害者支援啓発パンフレット作成・配布

対象：性犯罪・性暴力被害者の支援に当たる関係者

(5) ★教職員を対象とした性犯罪・デートDV研修

対象：養護教諭や人権担当教諭、保護者

群馬県

モデル事業区分名	① 被害者支援体制の構築・強化 ＜性犯罪被害者支援体制構築のための調整会議等の設置・運営＞
1 モデル事業実施 前の課題	法務省の調査によると、性犯罪や性暴力の被害者のうち、警察に届け出たのはわずか13%であり、犯罪として認知される件数は被害のごく一部で、被害の多くは潜在化している。 法務省の調査を基に本県の状況を試算すると、県内の被害者数は年間約700人と推計される。 このような状況の中、被害者の心身ダメージ軽減を図り早期に心身の健康を回復させるとともに、被害の潜在化を防ぐことを目的とした「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」の設置を検討するとともに、関係者相互の連携を図る必要性があった。
2 モデル事業実施 による成果目標	「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」の設置に向けた被害者支援体制の構築や関係機関との連携を図る。
3 事業の内容	本モデル事業では、医師、弁護士等による調整会議を開催し、拠点病院の中に相談支援員を配置したワンストップ支援センターを設置し、地域の医療機関や被害者支援団体等と連携を図る形態を基本に調整を行った。 ① 第1回会議 9月 4日開催 関係者に対して性犯罪・性暴力被害の現状と課題について提示し、ワンストップ支援センターの必要性について理解をいただき、群馬県の現状と取り組みを説明した上で、センター設置案について意見を伺った。その結果、事務局で関係者と調整の上、素案を作成し、次回調整会議の場で検討を行うこととした。 ② 第2回会議 11月13日開催 関係者に対して、ワンストップ支援センターの設置形態について、病院拠点型を提案した。高崎市内の産婦人科医院を拠点病院として、センターの運営は民間団体にゆだねる形を提案。また、関係者向けの講習会や相談員向けの研修を実施することを提案した。その結果、支援センターの運営方法についてさまざまな意見が出され、次回の調整会議で具体的な運営形態を事務局側から提案することとなった。 ③ 第3回会議 2月17日開催 ※第3回会議は県費で実施 これまでの調整会議の結果及び事務局の調整の結果、ワンストップ支援センターの運営受託民間団体及び拠点病院について、具体的な団体・医院名を関係者に提示した。委員からはセンター常駐相談員の確保、対応時間、証拠保全方法等について意見が出され、今後のセンター開設までの期間でさらに検討していくこととした。

	なお、病院拠点型のワンストップ支援センターを設置し、民間被害者支援団体に運営を委託することについては、調整会議委員全員の賛同を持って了承された。
4 実施結果及び成果	調整会議で審議した結果、本県における「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」の設置時期、設置形態、関係者の連携体制を概ね確定することができた。
5 モデル事業実施後の課題（現状）	本県における「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」の設置形態が概ね確定したことから、運営方法等を具体的に検討し、27年度のセンター開設に向けて取り組んでいく。

群馬県

モデル事業区分名	① 被害者支援体制の構築・強化 ＜コーディネーター、相談員育成研修＞
1 モデル事業実施 前の課題	法務省の調査によると、性犯罪や性暴力の被害者のうち、警察に届け出たのはわずか13%であり、犯罪として認知される件数は被害のごく一部で、被害の多くは潜在化している。 法務省の調査を基に本県の状況を試算すると、県内の被害者数は年間約700人と推計される。 このような状況の中、被害者の心身ダメージ軽減を図り早期に心身の健康を回復させるとともに、被害の潜在化を防ぐために、被害者支援に当たるコーディネーターや相談員の資質を向上させる必要があった。
2 モデル事業実施 による成果目標	民間の犯罪被害者支援団体及び女性保護団体、地方自治体の相談機関等で相談支援業務を行う相談員及び支援員の被害者支援スキルの向上
3 事業の内容	次のとおり、2日間にわたって「性犯罪・性暴力被害者支援に係る相談員、支援員育成研修」を実施した。 【1日目】 開催日時：平成27年2月5日 13:00～16:30 開催場所：群馬県庁29階292会議室 開催内容 ① 13:00～14:45 「性犯罪・性暴力被害者に対する支援と急性期ケア」 まつしま病院助産師 SANE（性暴力被害者支援看護職）幸崎 若菜 氏 ② 15:00～16:30 「性犯罪被害とたたかうということ」 性犯罪被害者 小林 美佳 氏 【2日目】 開催日時：平成27年2月13日 13:00～16:35 開催場所：ぐんま男女共同参画センター4階大研修室 ① 13:00～13:50 「性暴力・DV・ストーカーの現状と対応」 群馬県警察本部子ども女性安全対策課警部 高橋 添 氏 ② 14:00～15:10 「性暴力被害者のメンタルヘルス」 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所成人精神保健研究部 犯罪被害者等支援研究室長 中島 聡美 氏 ③ 15:25～16:35 「性暴力被害者への対応と治療（PTSD）について」 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所成人精神保健研究部 犯罪被害者等支援研究室長 中島 聡美 氏

4 実施結果及び 成果	・二日間の研修で、延べ75人の相談支援員が参加した。 ・研修参加者にアンケートを徴したところ、「研修内容が有意義であった」「研修に参加して性犯罪・性暴力被害者支援業務等への理解は深まった」という回答がほとんどであり、参加者の満足度が高かったと推定される。 ・研修内容については、性犯罪・性暴力被害者支援の現場で活躍する第一人者の講義や実際の被害者の体験を聴講する貴重な機会となったと考えられる。
5 モデル事業実施 後の課題（現状）	アンケートの結果から、継続的な研修の実施が望まれているので、今後もコーディネーター、相談員の育成を目的とした研修を実施し、より多くの相談支援員等の参加を促し、資質の底上げを図っていく必要がある。

群馬県

モデル事業区分名	② 被害者相談機能強化 ＜産婦人科医に向けた実務研修＞
1 モデル事業実施前の課題	法務省の調査を基に本県の状況を試算すると、県内の被害者数は年間約700人と推計される。 このような状況の中、性犯罪・性暴力の被害者と最初に接する機会が多い産婦人科医師を主な対象として、県行政や警察の実施している支援内容や、被害者支援に必要な知識への理解を深め、二次被害の防止やより良い支援の提供を行う必要があった。
2 モデル事業実施による成果目標	県内の産婦人科医の被害者支援スキルの向上
3 事業の内容	次のとおり、「性犯罪・性暴力被害者支援講演会」を実施した。 開催日時：平成26年11月15日 16：30～17：00 開催場所：群馬メディカルセンター2階大ホール 演 題：「性犯罪・性暴力被害者への支援について」 群馬県人権男女共同参画課長 佐藤 裕子 開催日時：平成27年2月28日 15：00～17：00 開催場所：群馬県庁29階291会議室 ① 群馬県性犯罪・性暴力被害者支援事業について 群馬県人権男女共同参画課長 佐藤 裕子 ② 性犯罪被害の現状及び警察における支援について 群馬県警察本部捜査第一課 青木補佐 群馬県警察本部犯罪被害者支援室 小谷野室長補佐 ③ 講演「性暴力の被害者への支援－医療の視点から」 武蔵野大学人間関係学部教授 小西 聖子 氏
4 実施結果及び成果	・延べ96人の産婦人科医をはじめとした関係者が参加した。 ・講演会等の内容については、性犯罪・性暴力被害者を最初にケアする産婦人科医に対して、行政や警察の支援内容や、ワンストップ支援センターの概要、精神科医による専門的な立場からの講義を聴講する貴重な機会となったと考えられる。
5 モデル事業実施後の課題（現状）	今後も産婦人科医の理解を深めるための講演会を実施し、合わせてより多くの関係者の参加を促し、知識や資質の底上げを図っていく必要がある。

群馬県

モデル事業区分名	③ 急性期における被害者支援の機能強化 ＜被害者支援に必要な社会資源調査の実施、啓発パンフレットの作成・配布＞
1 モデル事業実施前の課題	法務省の調査によると、性犯罪や性暴力の被害者のうち、警察に届け出たのはわずか13%であり、犯罪として認知される件数は被害のごく一部で、被害の多くは潜在化している。 法務省の調査を基に本県の状況を試算すると、県内の被害者数は年間約700人と推計される。 このような状況の中、被害者の現状を明示し、適切な対応を行う方法を多くの関係者に理解してもらうことが求められていた。
2 モデル事業実施による成果目標	性犯罪・性暴力被害者の支援に当たる可能性のある関係者に対して、啓発パンフレットを配布することで、被害者に対する適切な対応を促す。
3 事業の内容	1. 被害者支援に必要な社会資源調査の実施 被害者支援を目的とした啓発パンフレットを作成するため、本県における被害者支援に資する機関の連絡先や具体的な支援方法等について、調査を行った。 2. 啓発パンフレットの作成・配布 上記の社会資源調査結果を基にして、被害者の状況を分かりやすく説明するとともに適切に対応するための具体的な方法を示したパンフレット2,000部を作成し、産婦人科医師をはじめとした関係者に対して、研修の実施等を通じて配布した。

4 実施結果及び 成果	社会資源調査を行ったことにより、本県にある関係機関の被害者支援体制について確認することができた。 また、研修を通じて配布することで、パンフレットの作成意図や内容を説明して配布することができたので、効果的に関係者の理解を得ることができたと考えられる。 今後も関係者向けの研修や講習会を実施する予定だが、性犯罪・性暴力被害者支援について簡潔に説明するために、本パンフレットを配布する予定である。
5 モデル事業実施 後の課題（現状）	被害者支援に資する社会資源については、今後も継続的に調査をしていくほか、より多くの関係者に対して、効果的にパンフレットを配布するために、継続的な研修の実施、より多くの関係者に研修に参加してもらうための工夫を考えていく必要がある。 また、パンフレットの内容についても、必要な内容の追加等、ブラッシュアップしていく必要がある。

警察への届け出や民間被害者支援団体への相談の教示

性暴力等被害者は、被害による緊急避妊や感染する疾患の検査、カウンセリングの費用がかかり、経済的負担を被ります。

被害者が、警察に届け出る前に来院や相談を受けた場合には、警察へ届け出・相談するよう助言をお願いします。

届け出を拒む被害者に対して、無理に届けるように勧める必要はありませんが、被害者の同意が得られれば、本人にかわって警察に連絡いただけるよう、お願いいたします。

警察への届け出があれば、
〔初診料、検査料、治療費、診断書料、緊急避妊、人工妊娠中絶術費用等の医療費〕の支援やカウンセリング制度があります。

また、警察への届け出の同意が得られない場合は、民間被害者支援団体等への相談窓口の教示をお願いいたします。

民間被害者支援団体（被害者支援センターすてっぷぐんま）では、電話・面接相談、病院・警察・検察庁等への付き添いなどの支援を行っています。

性犯罪・性暴力被害者支援相談窓口

連絡・相談内容	相談機関	相談電話	備 考
民間の犯罪被害相談窓口	公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま	027-243-9991	月曜から金曜の10:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く)
配偶者等暴力の通報 DV相談	群馬県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	027-261-4466	月曜から金曜の9:00～20:00 土・日・祝祭日の13:00～17:00 (年末年始を除く)
児童虐待相談・通報	中央児童相談所	027-261-1000	月曜から金曜の8:30～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)
	中央児童相談所北部支部	0279-20-1010	
	西部児童相談所	027-322-2498	
	東部児童相談所	0276-31-3721	
	こどもホットライン24	0120-783-884 (027-263-1100 直通電話の2)	24時間対応
心の悩み相談窓口	群馬県こころの健康センター	027-263-1156	月曜から金曜の9:00～17:00 (祝祭日・年末年始を除く)
法律関係の相談窓口	法テラス	0570-079714	月曜から金曜の9:00～21:00 土曜の9:00～17:00
	群馬弁護士会	027-234-9321	月曜から土曜の13:00～16:00
警察の相談窓口	女性相談者専用電話	027-224-4356	24時間対応 (原則として、女性職員が対応)
	犯罪被害者相談	027-221-7777	月曜から金曜の8:30～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)
		027-243-0110 (犯罪被害者支援室)	
		027-243-0110 (総合宿日直)	
	警察安全相談	027-224-8080 又は#9110	24時間対応
	少年育成センター	027-221-1616	月曜から金曜の9:00～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)

平成26年11月発行 群馬県生活文化スポーツ部 群馬県男女共同参画課、内閣府
 監修 群馬県警察本部犯罪被害者支援室
 編集 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま

性暴力等の被害者を支えるために — 支援関係者の皆様へ —

このリーフレットは、各支援機関・教育機関等において、性暴力等被害者へ対応する際のポイントなどを簡潔にまとめたものです。

各支援機関や教育機関の皆様は、日常の職務や活動を通じ、性暴力等被害者やその家族と接する可能性があります。

性暴力等を受けた被害者の精神的苦痛は、複雑で深刻です。支援者の皆様の適切な対応により、被害者が少しずつ回復へ向かう道のりを歩むことが可能となります。

一方、性暴力等被害者に対応する各支援機関や教育機関の皆様にも、不安や戸惑いを持つ方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

皆様の不安や戸惑いを少しでも解消し、被害者への適切な対応が可能となるよう、このリーフレットをご活用ください。

※性暴力被害者等とは、強姦、強制わいせつのほか、同意なしに強要される性的行為等の被害にあつた方々をいいます。

性暴力被害者等への対応

強姦、強制わいせつ等の性犯罪・性暴力等は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的に極めて重い被害を与える犯罪・暴力で、「魂の殺人」ともいわれています。被害者に対する周囲の偏見や対応によって、性暴力によって傷ついた被害者の心はさらに深く傷ついてしまいます。

勇気を出して被害を打ち明けても、責められたり、叱られたり、話を聞いてもらえなかったりということがあつたら、その苦痛や絶望から、苦しい胸の内に誰にも話せずに時間だけが経過してしまい、場合によっては精神疾患に至ることもあります。

また、被害者は、既に二次的被害を受けていることが多いことから、慎重かつ十分な配慮が必要となります。

皆さんに知って欲しいこと

〇 回復の助けとなること



× 回復を妨げること



群馬県・内閣府

性暴力等被害の特徴

● 被害の届出がなされにくい

第3回犯罪被害実態調査～法務省法務総合研究所(平成20年調査)

- ◆ 性的事件の被害申告率13.3%

男女間における暴力に関する調査～内閣府(平成24年4月公表)

- ◆ 「警察に連絡・相談した」3.7%
- ◆ 「どこ(だれ)にも相談しなかった」67.9%

● 面識がある者により行われる場合が多い

● 被害者の約半数が未成年

警察庁犯罪統計「平成23年の犯罪」より

- ◆ 強姦被害者の約4割は面識のある者
- ◆ 強姦被害者の約半数が未成年
- ◆ 年齢に関係なく発生

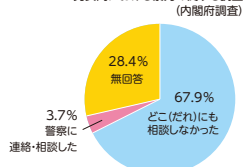
● 家庭内でも発生

性的虐待～「沈黙の虐待」

- ◆ 被害を受けた子どもが、生涯にわたり影響を受け続ける、極めて深刻な虐待

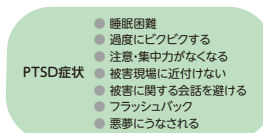
※ 約7割の人が沈黙

男女間における暴力に関する調査
(内閣府調査)



特徴的な反応

- 現実として受け止められない
- 動悸、冷や汗、嘔吐(特に口淫された場合など)
- 感情がマヒして淡々としている、記憶が一部ない、な



アメリカの調査では、「強姦は犯罪被害の中で最もPTSD発症率が高い」とされている

特徴的な心情

- 殺されていたかも知れない、また被害に遭うかも知れないという強烈な恐怖
- 家族や知人にも相談することができず、孤立感が深まる
- 自分は汚れている等の思いからくる自尊心の低下
- 加害者への怒り
- 加害者をかばう言動が見られることがある(ストックホルム症候群)
- 自責感の増大

身体的、性的暴力の被害者では、被害を受けていない集団に比べ、

- 自殺をしたいと思う 2～6倍
- 自殺を企てる 1.5～9倍

支援の基本

- 過度に被害者の感情に振り回されず、安定した態度で対応しましょう。
- 被害者の気持ちに耳を傾け、被害直後に不安を抱いたり、混乱していても、それらは自然な反応であること理解しましょう。
- 被害者には、誠意をもって対応し、信頼関係をつくることに配慮しましょう。
- 被害者が、他人から見られず、落ち着いてゆっくり話せる環境を運びましょう。
- 被害者の話に耳を傾け、丁寧な言葉で、事実の確認や情報を得ることに徹しましょう。
- 被害者には、話をしてくれたことをねぎらい、安易なげましをしないようにしましょう。
- どのような状況であれ、悪いのは加害者であり、被害者に落ち度はありません。被害者を責めず、「あなたが悪くない」という声かけをしましょう。
- 家族には、「悪いのは加害者であつて、被害者には責任はない」ことを説明し、被害者を受け入れ、穏やかに接するよう心がけることを理解してもらいましょう。

支援者の皆様へ

- 「性暴力等」には、強姦、強制わいせつをはじめ、セクハラ、性的虐待、児童ポルノなど様々な事象があります。さらに、被害者一人一人の背景や心情はそれぞれに異なり、対応も個々に異なります。
- 支援者も一人で悩まず、同じ組織の信頼できる同僚や上司と相談し、チームで対応することが大切です。
- また、性暴力等の被害からの回復や、事件の解決のためには専門機関との連携が必要な場合もあります。
- 被害者には、専門機関の支援が必要であることを根気よく伝え、同意を得た上でつなぐことで、二次被害を防止します。
- 被害者の意に沿わない支援は、二次被害を発生させる原因になります。

適切な支援機関への橋渡し(途切れない支援)

相談を受けた場合、被害者にとってどのような支援が望ましいのか検討し、支援機関につなげることが重要です。

その場合は、本人に必要性を説明し理解してもらい同意を得た上で行います。

年齢などによっては、保護者の同意を得ることになります。

しかしながら、身体に深い傷を負っている場合や妊娠の危険がある場合には、できるだけ早く医療機関を受診させてください。緊急避妊薬は、発生から72時間以内に服用すれば、その効果が高いといわれています。

群馬県

モデル事業区分名	⑤ 広報啓発活性化 ＜教職員を対象とした性犯罪・デートDV研修＞																		
1 モデル事業実施前の課題	法務省の調査を基に本県の状況を試算すると、県内の被害者数は年間約700人と推計される。 このような状況の中、性犯罪や性暴力被害者となりやすい若年層への対応を進める上で、身近に接する機会の多い学校教職員に対する意識啓発を実施する必要があった。																		
2 モデル事業実施による成果目標	若年層への対策として、まず接する機会の多い関係者である養護教諭や人権担当教諭、保護者に対する意識啓発を行い、適切な対応を行うための気運の醸成を図る。																		
3 事業の内容	次のとおり、県内を5カ所において「養護教諭・保護者向けデートDV・性暴力対応講座」を実施した。 【日程等】 <table><tr><td>回数</td><td>日程</td><td>会場</td></tr><tr><td>第1回</td><td>平成26年12月19日（金） 14:30～16:30</td><td>県利根沼田県民局庁舎101会議室 （沼田市薄根町4412）</td></tr><tr><td>第2回</td><td>平成26年12月24日（水） 14:30～16:30</td><td>県中之条合同庁舎会議室棟3階大研修室（吾妻郡中之条町大字中之条町664）</td></tr><tr><td>第3回</td><td>平成27年1月7日（水） 14:30～16:30</td><td>県太田合同庁舎会議用庁舎3階303会議室（太田市西本町60-27）</td></tr><tr><td>第4回</td><td>平成27年1月9日（金） 14:30～16:30</td><td>県富岡合同庁舎小会議室1、2、3（富岡市田島343-1）</td></tr><tr><td>第5回</td><td>平成27年1月29日（木） 14:30～16:30</td><td>県前橋合同庁舎防災センター2階会議室（前橋市上細井町2142-1）</td></tr></table> 【講座内容】 ・デートDVとは ・性的暴力について ・DVは「力と支配」 ・デートDVの要因 ・デートDVの予防 ・大人たちは何をすべきか	回数	日程	会場	第1回	平成26年12月19日（金） 14:30～16:30	県利根沼田県民局庁舎101会議室 （沼田市薄根町4412）	第2回	平成26年12月24日（水） 14:30～16:30	県中之条合同庁舎会議室棟3階大研修室（吾妻郡中之条町大字中之条町664）	第3回	平成27年1月7日（水） 14:30～16:30	県太田合同庁舎会議用庁舎3階303会議室（太田市西本町60-27）	第4回	平成27年1月9日（金） 14:30～16:30	県富岡合同庁舎小会議室1、2、3（富岡市田島343-1）	第5回	平成27年1月29日（木） 14:30～16:30	県前橋合同庁舎防災センター2階会議室（前橋市上細井町2142-1）
回数	日程	会場																	
第1回	平成26年12月19日（金） 14:30～16:30	県利根沼田県民局庁舎101会議室 （沼田市薄根町4412）																	
第2回	平成26年12月24日（水） 14:30～16:30	県中之条合同庁舎会議室棟3階大研修室（吾妻郡中之条町大字中之条町664）																	
第3回	平成27年1月7日（水） 14:30～16:30	県太田合同庁舎会議用庁舎3階303会議室（太田市西本町60-27）																	
第4回	平成27年1月9日（金） 14:30～16:30	県富岡合同庁舎小会議室1、2、3（富岡市田島343-1）																	
第5回	平成27年1月29日（木） 14:30～16:30	県前橋合同庁舎防災センター2階会議室（前橋市上細井町2142-1）																	

	【講座対象者】 学校養護教諭、学校人権担当教諭、保護者、関係行政職員 【講 師】 ・長谷川佐由美氏（第1回、第2回、第4回） ・勝山裕子氏（第1回、第3回、第5回） ・押江幸子氏（第3回） ・羽鳥美佐子氏（第2回、第5回）
4 実施結果及び成果	・若年者が性暴力やデートDVの被害を受けた場合に、被害者の異変に気付いたり、相談を受けたりする機会の多い学校教諭や保護者を対象に講座を実施した。 ・5カ所の実施で、108名の参加があった。 ・性暴力被害者は、誰にも相談できずに一人で抱えていることが多いため、今回の講座で若年者の指導的立場にある大人に対し性暴力被害者の実態について知ってもらう機会となった。 ・また、性暴力被害者に対し、初期の段階で間違った対応をしてしまうと、被害が潜在化したり、拡大してしまう危険性があり、適切な相談機関との連携を促す機会となった。
5 モデル事業実施後の課題（現状）	・性暴力被害者の潜在化を防ぐためには、「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」の設置による支援体制の充実とともに、県民に対し性暴力に関する正しい知識を伝えていく必要がある。今回講座の対象とした若年者の指導的立場にある人だけでなく、性暴力を受けている被害者に対しても性暴力の正しい知識や相談窓口の情報が届くように広報啓発事業を実施していく必要がある。